

ぞんじ
ご存知ですか？
せいねんこうけんせいど
成年後見制度



社会福祉法人 町田市社会福祉協議会

福祉サポートまちだ

電話 042-720-9461 (直通)

FAX 042-725-1284



オンライン相談受付中
QRコードからの
お申し込みはこちら

成年後見制度とは？

成年後見制度とは、判断能力が低下した高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの方（以下「本人」）の財産管理や契約を補助したり代理する人（後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

後見人等の仕事の内容は？

■本人の財産の管理

本人のお金の管理、不動産の処分、相続の手続き、重要な消費契約、悪質な契約の取り消しなど

■本人の生活への配慮（身上保護）

福祉サービス利用の契約、病院や施設へ入る（出る）際の手続きや支払いなど

■家庭裁判所への報告

本人の状況や後見業務について家庭裁判所へ報告する（原則年1回）

♣後見人等は、本人の財産を適切に維持管理しなければなりません。

あくまで「他人の財産を預かって管理している」という意識を持って、後見人等の仕事に取り組むことが大切です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

●父の定期預金解約できなくて銀行から制度の利用を勧められた。



●障がいのある子がいる。将来、子どもの世話ができなくなったときのことが心配。

●施設入所のため持家を売却する必要があるけれど、本人は認知症で手続きができない。



●子どもがいないので、いざというときに備えて信頼できる人に財産管理などをお願いしたい。

例えば
このようなことが
あったら…

本人の判断能力が低下した場合

法定後見制度
(P 4・5)

本人の判断能力が十分にある場合

任意後見制度
(P 6・7)

●法定後見制度



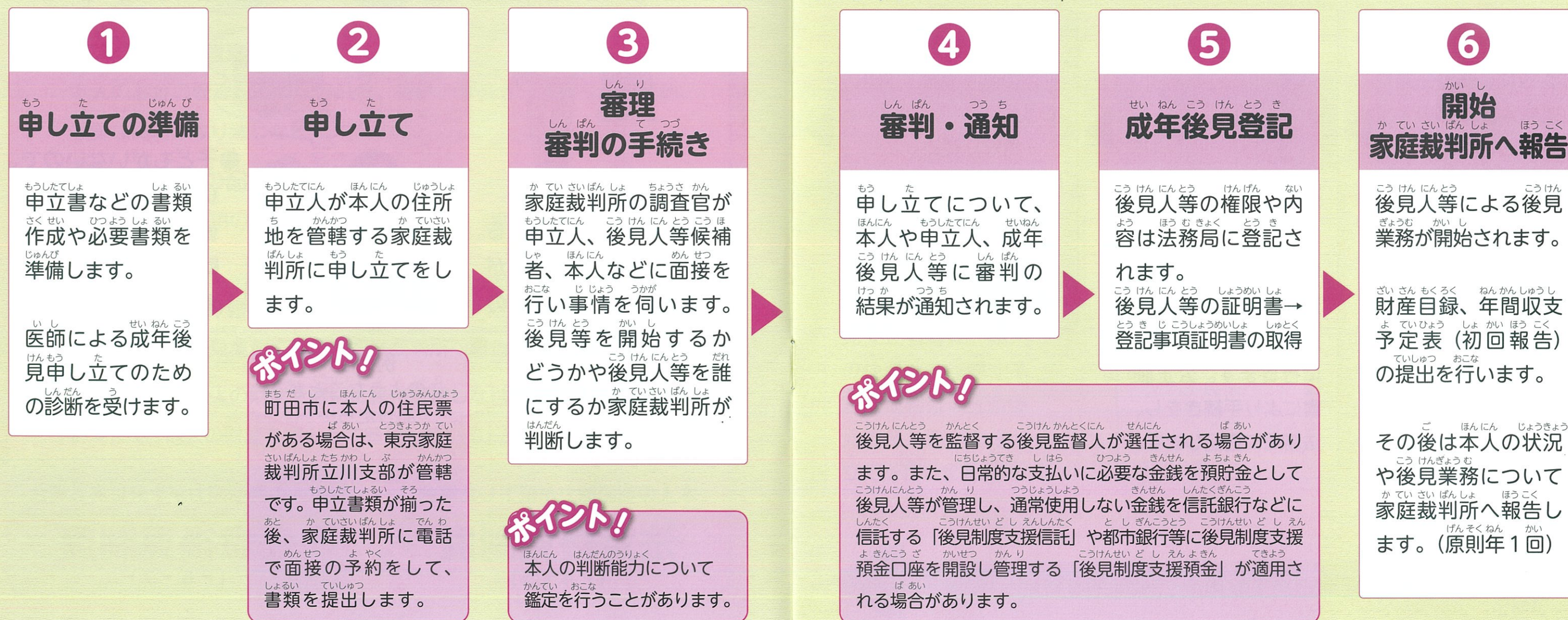
本人の判断能力がすでに低下している場合、配偶者、四親等内の親族などから家庭裁判所へ申し立てをします。後見人等の候補者を挙げることができますが、最終的には家庭裁判所の審判により選ばれます。

本人の判断能力に応じて、3つの類型【補助・保佐・後見】に分けられます。

※補助人・保佐人・成年後見人を「後見人等」と呼びます。

▶法定後見制度のながれ

全体で約9割が4か月以内で決定しています。



法定後見制度の3種類

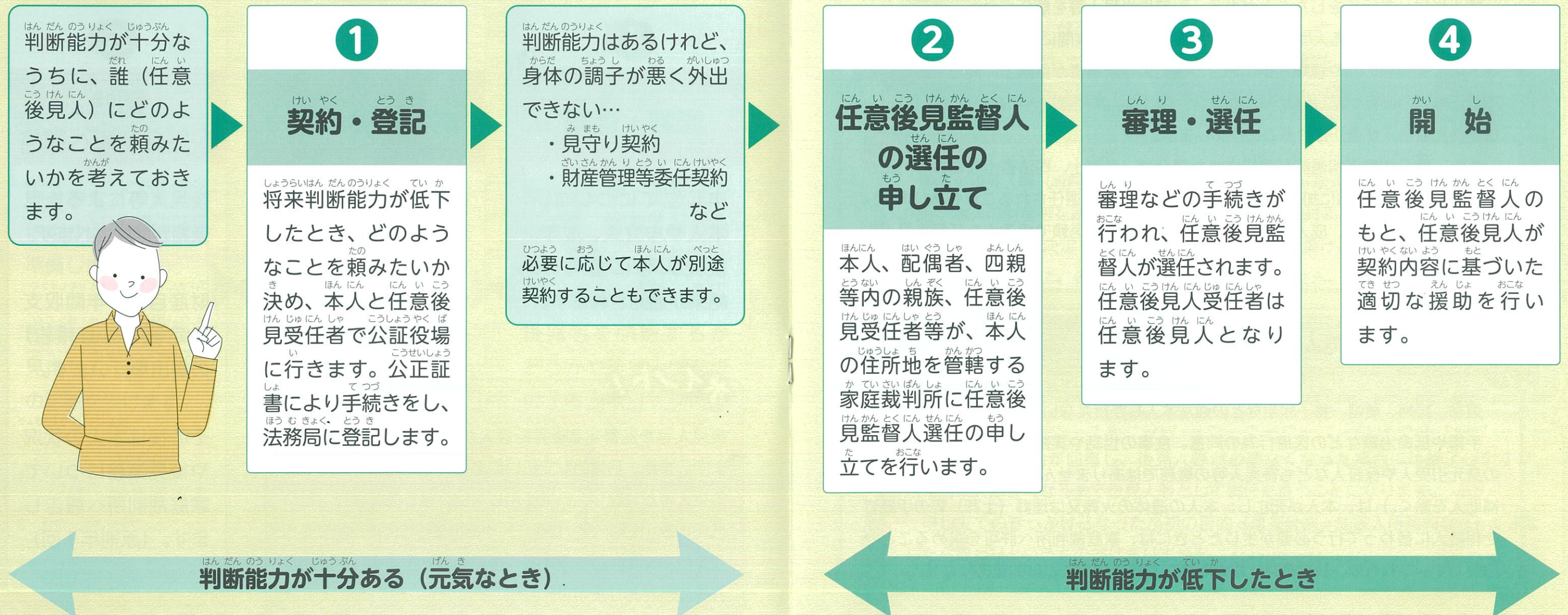
	ほ じょ 補 助	ほ さ 保 佐	こう けん 後 見
せいねんこうけんようしんだんしよ かんてい よう ひ 成年後見用診断書・鑑定の要否	せいねんこうけんようしんだんしよ 成年後見用診断書	せいねんこうけんようしんだんしよ かんてい 成年後見用診断書・鑑定	せいねんこうけんようしんだんしよ かんてい 成年後見用診断書・鑑定
ほんにん じようきよう れい 本人の状況(例)	よちよきん ふどうさん などの かん 預貯金や不動産などの管 り ひとり 理が一人でできるかどうか心配なので、代理して しんばい だいい もらったり同意してもら う方が確実だ。	ひ び か もの 日々の買い物はひとりで できるが、預貯金の管理 ふ どうさん しょうばん や不動産の処分などの手 つづ 続きはできないので代理 おこな だいい で行ってもらいたい。	ひ び か もの てきせつ 日々の買い物が適切にでき ない。また預貯金の管理や ふ どうさん しょうばん かん り 不動産の処分などの手続き もできないので、代理で おこな ひつよう 行う必要がある。
もうしたてにん 申立人 かていさいばんしよ もうしたてけんじや (家庭裁判所への申立権者)	ほんにん はいぐうしゃ よんしんとうない しんぞく まち だ し ちよう 本人・配偶者・四親等内の親族・町田市長など		
ほんにん どう い 本人の同意	ひつ よう 必 要 もう た だいいけん とりけしけん ※申し立て、代理権や取消権の せってい どうい ひつよう 設定すべてに同意が必要	ふ よう 不 要 だいいけんせってい どうい ひつよう ※代理権設定には同意が必要	ふ よう 不 要

任意後見制度

本人の判断能力が十分なうちに、将来の判断能力の低下に備えて、あらかじめ任意後見受任者※（任意後見人）を選任し、公正証書で契約を結びます。判断能力が低下し、任意後見監督人選任の申し立てを行うと、任意後見受任者は任意後見人となり、監督人のもと本人の意思にしたがった適切な援助を行います。

※任意後見受任者とは…
公正証書による任意後見契約を行う時点では任意後見人を「任意後見受任者」と呼びます。

任意後見制度のながれ



★契約内容の例

- 福祉サービス利用契約や福祉関係施設への入所手続きに関すること
- 金融機関のすべての取引に関すること
- 不動産の保存、管理および処分に関すること
- 任意後見人の報酬額に関すること



★任意後見監督人とは

任意後見監督人は、任意後見人が契約の内容どおり適正に仕事をしているか、任意後見人から財産目録などを提出させるなどして監督する人をいいます。任意後見監督人は、その仕事の内容から、利害関係のない公正な第三者（弁護士、司法書士などの専門職）が選ばれます。

成年後見制度 Q & A



Q 1 後見人等にはどういう人になるの？

親族（配偶者、子どもや兄弟姉妹、親など）のほか、司法書士、弁護士、社会福祉士などの第三者が後見人等に選任されています。

また、研修を受けた一般市民（市民後見人）が選任されることも増えています（最高裁判所事務総局家庭局資料より）。



Q 2 後見人等には誰でもなれるの？

法定後見制度の場合、最も適任と思われる方が選任されます。

本人に対して訴訟をしたことがある、以前に後見人等を解任された、破産者など一定の事由に該当する人は後見人等になれません。親族間に意見の対立がある場合、本人の流動資産の額や種類が多い場合、後見人等候補者が健康上の問題や多忙などで適正な事務遂行が難しいと思われる場合などは、候補者以外の方が選任されたり、成年後見監督人が選任されることがあります。

また、後見制度支援信託が適用された場合は、弁護士、司法書士などの専門職が選任されます（専門職に加えて親族が併せて後見人等に選任されることもあります）。任意後見制度の場合、成人であれば、誰でもあなたの信頼できる人を任意後見人にすることができます。



Q 3 後見人等にできないことは？

遺言、婚姻、離婚、養子縁組などの通常本人しか行えない行為はできません。手術や延命治療などの医療行為の同意、食事の世話や実際の介護、入院・入所時の身元引受人や保証人なども後見人等の職務ではありません。成年後見人（保佐人、補助人を除く）は、本人が死亡し、本人の遺体の火葬又は埋葬（土葬）等の手続きを相続人に替わって行う必要が生じたときには、家庭裁判所へ許可を求めることが必要です。これらは、親族後見人等が親族の立場で行うことは問題ありません。



Q 4 手続き費用はいくらかかるの？

法定後見制度の場合、書類（住民票、戸籍謄本、成年後見用診断書など）を取り寄せるのに約1万円、家庭裁判所へ提出する印紙、郵便切手に約1万円、鑑定費用（鑑定は省略の場合あり）に約5万円～10万円くらいかかります。任意後見制度の場合、公正証書作成に約2～3万円、任意後見監督人選任申し立てに約2万円かかります。いずれも、後見人等への報酬は含みません。



Q 5 後見人等が決まるまでの期間は？

家庭裁判所に申し立てをしてから、約5割は1か月以内、1か月を超え2か月以内が約3割、全体で約9割が4か月以内で決定しています。（最高裁判所事務総局家庭局資料より）



Q 6 後見人等がついたら報酬が必要なの？

第三者後見人等（専門職や市民後見人等）に限らず、後見人等は、働いた期間やその内容、本人の財産等を家庭裁判所へ報告し、報酬を受けるための申し立てをすることで、家庭裁判所が決定した報酬額を本人の財産から受け取ることができます。この様な手続きをせずに、報酬を受け取ることはできません。



Q 7 後見人等の任期は？

本人の判断能力が回復し、後見人等がなくなった場合には終了しますが、通常は本人が亡くなるまで後見人等として責任を負うことになります。申し立てのきっかけとなった当初の目的（遺産分割、施設入所契約など）を果たしたら終わりというものではありません。



Q 8

し みん こう けん にん ひと
市民後見人はどんな人？

まちだ し ほんにん おな ちいき じゅうみん し みんかんかく し みんめ せん たいせつ ほんにん
町田市では、本人と同じ地域の住民として、市民感覚・市民目線を大切にし、本人の気持ちに寄り添いながら、本人の立場に立った、きめ細かな後見活動をおこなう市民を「市民後見人」と定めています。

まちだ し し みんこうけんにんいっせいけんしゅうかてい じゅこうしゅうりょう せんこうしんさ ごうかく まちだ し し みん
町田市市民後見人育成研修課程を受講修了し、選考審査に合格すると「町田市市民後見人候補登録者」となります。その後、家庭裁判所に後見人候補者として申し立てを行い、選任されることで、市民後見人としての活動がスタートします。現在、主婦の方、現役でお仕事をされている方、定年退職し地域で活動されている方など様々な方が、「市民後見人」として登録されています。



Q 9

し みん こう けん にん ひと こう けん にん どう
市民後見人はどういう人の後見人等になるの？

し みんこうけんにん かた じゆにん さい まちだ し せいねんこうけんせい ど けんしき せんもん か
市民後見人の方が受任する際には、町田市の成年後見制度に見識のある専門家の方々にアドバイスを頂きながら、市民後見人としての役割が十分に発揮できるかどうかを検討し、手続きを進めています。

たと し ない せいかつ しんぞくかん た がく し さん しゃつきん
例えば、市内で生活をしており、親族間のトラブルや多額の資産・借金がなく、身上保護（各種サービス契約や見守り等）の支援を必要としている様な方は市民後見人らしい本人に寄り添った後見業務ができるのではないかと考えています。

「福祉サポートまちだ」は町田市の成年後見制度中核機関です

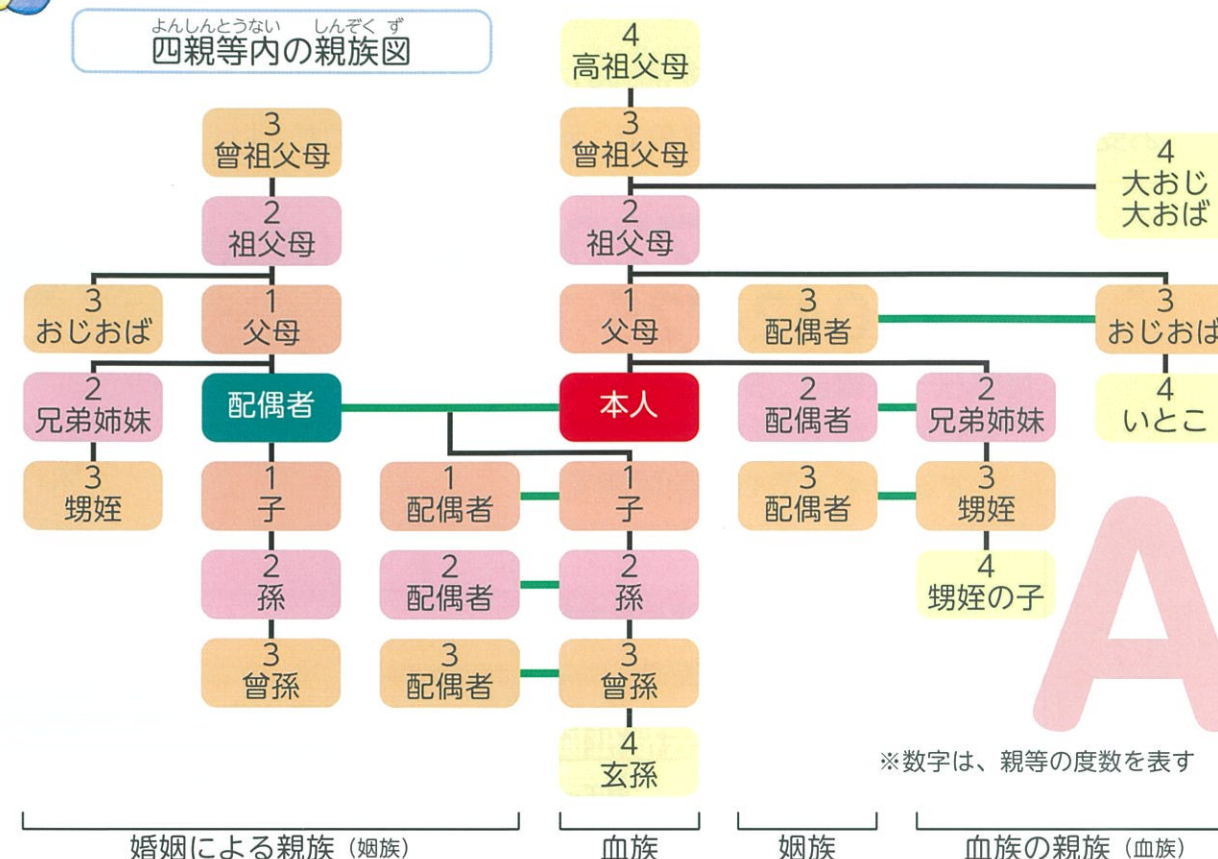
ふく し まちだ し せいねんこうけんせい どちゅうかく き かん
「福祉サポートまちだ」は、平成29年に閣議決定された国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、町田市からの委託により設置された中核機関です。判断能力の低下した本人が、介護や福祉等の社会サービスの契約、財産管理などを本人の意思に基づき適切に利用するためには、社会全体で支え合う仕組み（地域連携ネットワーク）が必要です。

ちゅうかくきかん ち いきれんけい づく つう けんりようご し えん かん
中核機関は、地域連携ネットワーク作りを通じて、権利擁護支援に関する、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援等の機能強化に向け、働きかけを行います。



Q 10

よんしんとうない しんぞく ぐ たいてき はん い
四親等内の親族の具体的な範囲は？



～ 親族後見人の皆様へご案内 ～

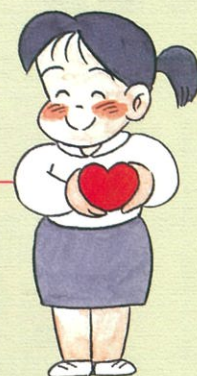
ふく し しんぞくこうけんにん みなさま あんない
福祉サポートまちだでは、親族後見人の方からの相談を受け付けています。後見業務に関する相談、家庭裁判所への報告書類の確認、親族後見人連絡会の開催、弁護士による法律相談会等を通して、親族後見人の皆様に支援しています。後見業務を行うなかで生じた心配ごとや不明な点等、まずは「福祉サポートまちだ」までご相談ください。

▶ あなたも市民後見人を目指しませんか？

まちだ し だれ す な ちいき じぶん あんしん く ちいきしゃかい
町田市では、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現を目指しています。成年後見制度の推進機関である「福祉サポートまちだ」では、認知症や精神・知的障がい等により判断能力が十分でない方が、成年後見制度を適切に利用できるよう支援することと併せて、地域住民が成年後見制度の新たな担い手として活躍することを目指し、市民後見人の育成研修実施から受任後の支援にも取り組んでいます。市民後見人育成研修への皆様のご参加をお待ちしております。市民後見人や育成研修への疑問・質問などもお気軽にお問い合わせください。（成年後見制度推進機関業務は町田市からの受託事業です。）

福祉サポートまちだ

福祉サポートまちだでは、成年後見制度に関するお問い合わせ・ご相談をお受けします。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。



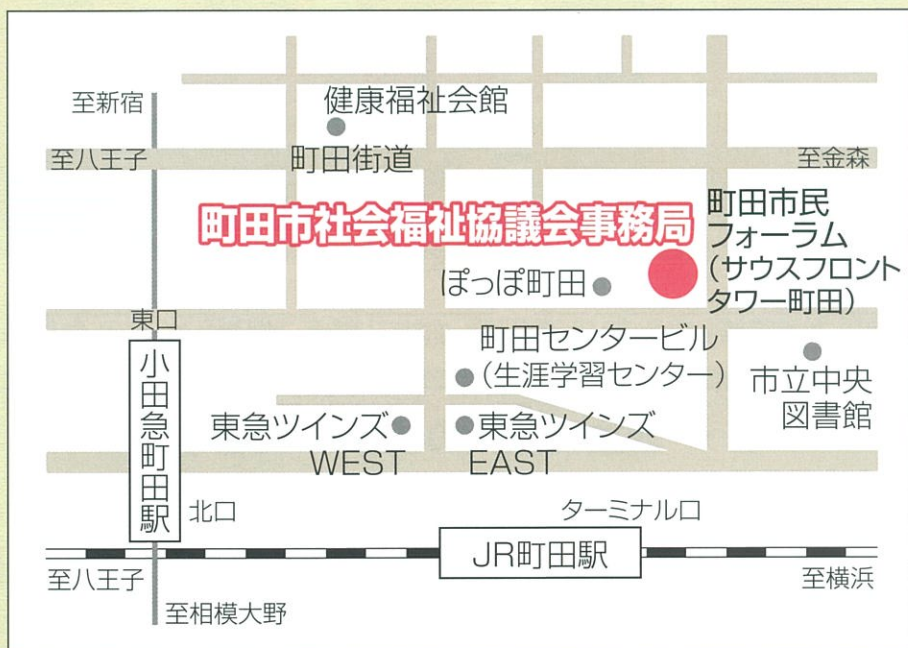
電話 042-720-9461 (直通)
FAX 042-725-1284

月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

※来所を希望される方は事前にご予約をお願いします
オンラインでも相談可能です



オンライン相談受付中
QRコードからの
お申し込みはこちら



社会福祉法人 町田市社会福祉協議会

〒194-0013 町田市原町田4-9-8 町田市民フォーラム4階

TEL 042-722-4898(代) FAX 042-723-4281

ホームページ <https://www.machida-shakyo.or.jp/>

成年後見制度利用支援事業

- 四親等内の親族がいないなどの事情がある方は、町田市長が申し立てをしています。
 - 申し立て費用や後見人等報酬を負担することが困難な方については、助成を実施しています。
- 要件など詳しくは町田市福祉総務課 (042-724-2537) にお問い合わせください。

<https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/kurashisoudan/seinen.html>

町田市受託事業

ご相談はこちらへ



成年後見制度は、お住まいの近くでもご相談ができます。

町田市内で在宅の65歳以上の方は下記の高齢者支援センターへ

※相談を希望される方は事前にご予約をお願いします。

名 称	担当地域	所在地・電話番号
堺第1 高齢者支援センター (老人保健施設サンシルバー町田内)	相原町	相原町 2373-1 TEL 042-770-2558
堺第2 高齢者支援センター (特別養護老人ホーム美郷内)	小山町、小山ヶ丘、 上小山田町	小山ヶ丘 1-2-9 TEL 042-797-0200
忠生第1 高齢者支援センター (ふれあい桜館 1階)	下小山田町、忠生、 矢部町、小山田桜台、常盤町、 根岸町、根岸、図師町	下小山田町 3580 ふれあい桜館 1階 TEL 042-797-8032
忠生第2 高齢者支援センター (福音会木曽山崎事業所内)	山崎町、山崎、木曽町、木曽西、 木曽東 (都営木曽森野アパートを除く)、 本町田の一部 (公社住宅町田木曽)	山崎町 2200 TEL 042-792-1105
鶴川第1 高齢者支援センター (特別養護老人ホーム第二清風園内)	小野路町、野津田町、金井、 金井町、金井ヶ丘、 大蔵町、薬師台	薬師台 3-270-1 TEL 042-736-6927
鶴川第2 高齢者支援センター (鶴川地域コミュニティ 1階)	能ヶ谷、三輪町、三輪緑山、 広袴町、広袴、真光寺町、 真光寺、鶴川	能ヶ谷 3-2-1 鶴川地域コミュニティ 1階 TEL 042-737-7292
町田第1 高齢者支援センター (特別養護老人ホーム commons 内)	原町田 (都営金森 1 丁目アパートを除く)、 中町、森野、旭町、 木曽東の一部 (都営木曽森野アパート)	森野 4-8-39 TEL 042-728-9215
町田第2 高齢者支援センター (本町田高齢者在宅サービスセンター内)	本町田 (公社住宅町田木曽を除く)、 藤の台、 南大谷の一部 (公社住宅本町田)	本町田 2102-1 TEL 042-729-0747
町田第3 高齢者支援センター (玉川学園高齢者在宅サービスセンター内)	玉川学園、 南大谷 (公社住宅本町田を除く)、 東玉川学園	玉川学園 3-35-1 TEL 042-710-3378
南第1 高齢者支援センター (特別養護老人ホーム芙蓉園内)	南町田、鶴間、小川、 つくし野、南つくし野	南町田 5-16-1 TEL 042-796-2789
南第2 高齢者支援センター (特別養護老人ホーム合掌苑桂寮内)	金森、金森東、南成瀬、成瀬が丘、 原町田の一部 (都営金森 1 丁目アパート)	金森東 3-18-16 TEL 042-796-3899
南第3 高齢者支援センター	成瀬、西成瀬、高ヶ坂、成瀬台	西成瀬 2-48-23 TEL 042-720-3801

※高齢者支援センター (地域包括支援センター) は、介護保険法に基づき設置されている、高齢者の方のための相談窓口です。

※担当地域については、一部地番変更等が生じる場合がございますので、詳しくは各高齢者支援センターにお問い合わせください。

た と あ さき その他問い合わせ先

もう た ●申し立ては…

とうきょう か ていさいばんしよたち かわ し ぶ こうけんがかり
東京家庭裁判所立川支部 後見係

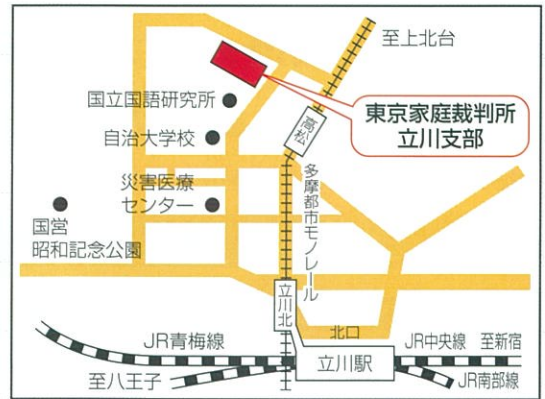
〒190-8589 立川市緑町10-4

TEL 042-845-0321,0324 (直)

<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/index.html>

多摩都市モノレール高松駅徒歩5分

JR立川駅北口徒歩25分



とう き じ こうしやうめい しよ しゅ とく ●登記事項証明書の取得は…

とうきょうほう む きょくこうけんとうろく か
東京法務局後見登録課

〒102-8226 千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

TEL 03-5213-1360 (直)

都営地下鉄新宿線、東京メトロ東西線、半蔵門線
九段下駅6番出口徒歩5分

※町田出張所では取得できません。なお、郵送請求が可能ですので
お問い合わせください。



にん い こうけんけいやく ●任意後見契約は…

まち だ こうしやうやく ば
町田公証役場

〒194-0021 町田市中町1-5-3

CLA司法関連・公証センタービル3F

TEL 042-722-4695

小田急線町田駅東口徒歩6分



ふ どう さん とう き じ こうしやうめいしよ ●不動産登記事項証明書など…

とうきょうほうむきょく まち だ しゅつちやうしよ
東京法務局 町田出張所

〒194-0022 町田市森野2-28-14 町田地方合同庁舎

TEL 042-722-2414 (代)

小田急線町田駅東口徒歩13分

※登記されていないことの証明書、成年後見人の登記事項証明書
などは取得できません。



福祉サポートまちだ 高齢者・障がい者のための福祉法律相談

法律に関する問題について、問題解決の糸口となるよう弁護士による無料相談を実施しています。
対象は、市内在住の高齢者・障がい者、またはその家族や関係者。予約制により原則毎月第3火曜日が相談日です。